

現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する特記仕様書

- 1 この特記仕様書は、現場代理人の当該工事現場への常駐義務の緩和及び他の工事の現場代理人又は他の業務の業務代理人との兼務の試行に関して定めるものである。
- 2 「名古屋市緑政土木局における現場代理人の常駐義務緩和及び兼務の試行に関する取扱い要領」の定めを満足する場合に限り、緑政土木局土木工事標準仕様書第1編1.1.53監理技術者等及び現場代理人の第11項(2)の定めにかかわらず、現場代理人について当該工事現場における常駐義務を緩和し、他の工事の現場代理人又は他の業務の業務代理人との兼務ができるものとする。
- 3 工事施工条件明示 9. 現場代理人の配置条件 1. 現場代理人の現場への常駐義務緩和及び他の工事又は業務委託の代理人との兼務 において、「1. 条件を満たせば可」又は「2. 不可（要常駐）」のどちらの場合においても、緑政土木局土木工事標準仕様書第1編1.1.53監理技術者等及び現場代理人の第11項(2)に定める業務委託の業務代理人については1件、災害時等における緊急工事及び緊急業務委託の代理人についてはそれぞれ1件に限り兼務することができるものとする。
- 4 その他疑義が生じた場合は、発注者の指示によるものとする。